

貸借対照表

2022年12月31日現在

株式会社石井工作研究所

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|----------------------|-----------------------|----------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 【流動資産】 | 【 6,734,541 】 | 【流動負債】 | 【 1,990,251 】 |
| 現金及び預金 | 374,852 | 支払手形 | 87,968 |
| 電子記録債権 | 219,421 | 電子記録債務 | 644,591 |
| 売掛金 | 1,032,641 | 買掛金 | 351,655 |
| 契約資産 | 1,688,094 | 関係会社短期借入金 | 500,000 |
| 商品及び製品 | 68,456 | 1年内返済予定の 関係会社長期借入金 | 139,572 |
| 仕掛品 | 23,776 | 1年内返済予定の 長期借入金 | 50,040 |
| 原材料及び 原貯蔵品 | 134,427 | 未払金 | 18,401 |
| リース投資資産 | 2,630,709 | 未払費用 | 82,882 |
| 前払費用 | 16,881 | 未払法人税等 | 49,082 |
| 未収還付消費税等 | 277,614 | 契約負債 | 5,594 |
| その他 | 267,665 | 賞与引当金 | 25,000 |
| 【固定資産】 | 【 5,177,223 】 | 製品保証引当金 | 1,650 |
| (有形固定資産) | 3,842,898 | その他 | 33,812 |
| 建物 | 1,634,144 | 【固定負債】 | 【 4,194,671 】 |
| 構築物 | 19,549 | 長期借入金 | 189,780 |
| 機械及び装置 | 128,029 | 関係会社長期借入金 | 3,919,011 |
| 車両運搬具 | 0 | 繰延税金負債 | 48,556 |
| 工具、器具 及び備品 | 17,257 | 役員退職 慰労引当金 | 11,688 |
| 土地 | 2,043,917 | 修繕引当金 | 11,925 |
| (無形固定資産) | 17,854 | その他 | 13,710 |
| ソフトウェア | 16,723 | 負債合計 | 6,184,923 |
| その他 | 1,131 | (純資産の部) | |
| (投資その他の資産) | 1,316,470 | 【株主資本】 | 【 5,608,104 】 |
| 投資有価証券 | 352,566 | 資本金 | 300,000 |
| 差入保証金 | 10,020 | 資本剰余金 | 3,643,559 |
| 繰延税金資産 | 62,417 | 資本準備金 | 2,757,259 |
| 長期未収入金 | 870,399 | その他資本剰余金 | 886,300 |
| その他 | 21,066 | 利益剰余金 | 1,664,545 |
| | | 利益準備金 | 296,575 |
| | | その他利益剰余金 | 1,367,970 |
| | | 別途積立金 | 650,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 717,970 |
| | | 【評価・換算差額等】 | 【 118,736 】 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 118,736 |
| 資産合計 | 11,911,764 | 純資産合計 | 5,726,841 |
| | | 負債・純資産合計 | 11,911,764 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【 重要な会計方針 】

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、製品・仕掛品（半導体・自動車関連製造装置及び金型）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

- ・製品・仕掛品（加工部品及び電装品）、原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物 | 15～38年 |
| 機械及び装置 | 7～10年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～6年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品販売後の無償サービス費用の支出に備えるため、過去の保証費用実績率を基礎として計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給

- (5) 修繕引当金 額を計上しております。
賃貸建物等について、将来実施する修繕に係る支出に備えるため、支出見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) フロービジネス

請負契約

半導体関連製造装置、金型、自動車搭載関連装置の製造販売については、顧客との間で請負契約を締結しており、主な履行義務は顧客の仕様に基づく製品の製造販売であります。

当該製品の製造販売については、顧客の利用目的に応じたカスタマイズが含まれており、義務を履行するにつれて別の用途に転用することができない資産が生じ、進捗した部分に対する対価を収受する強制力のある権利を有することから、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

製品の販売

半導体関連製造装置、自動車搭載関連装置の製品の販売については、主な履行義務は製品の引渡しであり、当該履行義務は、製品の引渡し完了し顧客が検収した時点で履行義務が充足されるため、顧客の検収完了時点で収益を認識しております。

(2) サブスク

ファイナンス・リース取引

主にマンション等の不動産賃貸事業については、顧客との間で長期一括借上契約を締結しており、当該契約に基づきファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準を適用し、リース料受取時に収益を認識しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【 会計方針の変更に関する注記 】

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これに伴い、請負契約に関して、従来、契約の進捗部分について成果の確実性が認められる場合は工事進行基準（契約進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない

が、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

【 株主資本等変動計算書に関する注記 】

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

| | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 7,771,486 株 |
|------|-------------|

【 収益認識に関する注記 】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「【重要な会計方針】5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

【 当期純損益金額 】

| | |
|-------|------------|
| 当期純利益 | 219,577 千円 |
|-------|------------|